

## 徳島市防災会議運営規程の改正（案） （書面による審議の追加）

附属機関等の合議制の機関については、本来、委員の出席により会議を開催し、議論や相談により意見を集約したうえで意志を決定していく必要があり、徳島市防災会議においても、「徳島市防災会議運営規程」により規定しているところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症等への対応として、人と人との接触を減らす必要性をはじめ、災害その他の特別な事由により、会議を招集することが困難な場合も考えられ、様々な状況での運営体制を確保しておく必要があります。

そのため、会議の開催が困難な場合に、書面での審議を可能とするため、本規程について改正するものです。

### 改正内容

第3条（書面による審議）を追加し、以降の条文を繰り下げる。

現行

## 徳島市防災会議運営規程

昭和 37 年 10 月 30 日

防災会議規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、徳島市防災会議条例(昭和 37 年徳島市条例第 31 号)第 5 条の規定に基づき、徳島市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災会議)

第 2 条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員は、防災会議を開く必要があると認めたときは、いつでも会長に防災会議の招集を求めることができる。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(一部改正〔平成 21 年防災会議議決〕)

(会長の専決事項)

第 3 条 会長は、前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、適宜の方法により、関係のある委員と協議して防災会議の議に付すべき事項を専決処分することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。

(2) 決定を要する事項が一部の特定の機関にのみ関係のある事項で、早急に措置を要するとき。

(3) 軽易な事項で、早急に措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による処分をしたときは、次の防災会議にその旨を報告するものとする。  
(一部改正〔平成 21 年防災会議議決〕)

(補則)

第 4 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度防災会議にはかつて定める。  
(一部改正〔平成 21 年防災会議議決〕)

附 則

この規程は、昭和 37 年 10 月 31 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 15 日防災会議議決)

この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

## 徳島市防災会議運営規程

昭和 37 年 10 月 30 日

防災会議規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、徳島市防災会議条例(昭和 37 年徳島市条例第 31 号)第 5 条の規定に基づき、徳島市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災会議)

第 2 条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員は、防災会議を開く必要があると認めたときは、いつでも会長に防災会議の招集を求めることができる。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(一部改正〔平成 21 年防災会議議決〕)

(書面による審議)

第 3 条 会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。

2 前条第 3 項の規定にかかわらず、書面による審議における議事は、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(一部改正〔令和 4 年防災会議議決〕)

(会長の専決事項)

第 4 条 会長は、第 2 条及び第 3 条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、適宜の方法により、関係のある委員と協議して防災会議の議に付すべき事項を専決処分することができる。

- (1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。
- (2) 決定を要する事項が一部の特定の機関にのみ関係のある事項で、早急に措置を要するとき。
- (3) 軽易な事項で、早急に措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による処分をしたときは、次の防災会議にその旨を報告するものとする。  
(一部改正〔平成 21 年防災会議議決〕)

(補則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度防災会議にはかつて定める。  
(一部改正〔平成 21 年防災会議議決〕)

附 則

この規程は、昭和 37 年 10 月 31 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 15 日防災会議議決)

この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 2 月 14 日防災会議議決)

この規程は、令和 4 年 2 月 14 日から施行する。

徳島市防災会議運営規程 新旧対照表 (案)

改正後	改正前
<p>(防災会議) 第 2 条 (略)</p> <p><u>(書面による審議)</u> <u>第 3 条 会長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は災害その他やむを得ない事由により会議を招集することが困難であると認める場合において、必要があると認めるときは、書面による審議を行うことができる。</u> <u>2 前条第 3 項の規定にかかわらず、書面による審議における議事は、当該参加した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> <u>(一部改正〔令和 4 年防災会議議決〕)</u></p> <p>(会長の専決事項) <u>第 4 条 会長は、第 2 条及び第 3 条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、適宜の方法により、関係のある委員と協議して防災会議の議に付すべき事項を専決処分することができる。</u> (略)</p> <p>(補則) <u>第 5 条 (略)</u></p>	<p>(防災会議) 第 2 条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(会長の専決事項) <u>第 3 条 会長は、前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、適宜の方法により、関係のある委員と協議して防災会議の議に付すべき事項を専決処分することができる。</u> (略)</p> <p>(補則) <u>第 4 条 (略)</u></p>

徳島市防災会議運営規程 新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 この規程は、昭和 37 年 10 月 31 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 21 年 7 月 15 日防災会議議決) この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。</p> <p><u>附 則(令和 4 年 2 月 14 日防災会議議決)</u> <u>この規程は、令和 4 年 2 月 14 日から施行する。</u></p>	<p>附 則 この規程は、昭和 37 年 10 月 31 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 21 年 7 月 15 日防災会議議決) この規程は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。</p>